

一部事務組合下北医療センター議会第124回定例会会議録

議事日程

平成27年3月25日（水曜日）午前10時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 管理者運営方針

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 一般質問

第6 議案審議（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第3号 平成27年度一部事務組合下北医療センター予算
- (4) 報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（平成26年度一部事務組合下北医療センター補正予算）
- (5) 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（一部事務組合下北医療センター看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例）
- (6) 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて（青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1 番	川 下	八十美	9 番	宮 野	昭 一
2 番	目 時	睦 男	10 番	岩 泉	盛 利
3 番	佐 賀	英 生	11 番	吉 田	光 男
4 番	濱 田	栄 子	12 番	川 村	隆 隆
5 番	浅 利	竹 二 郎	13 番	八 戸	義 之
6 番	大 瀧	次 男	14 番	金 森	一 規
7 番	鎌 田	ちよ子	15 番	竹 内	典 和
8 番	岡 崎	健 吾	16 番	宮 川	尚 尚

欠席議員（なし）

出席説明員

管 理 者	宮 下	宗 一 郎	むつ総合病院長	田 中	宏 司
代表副管理者	金 澤	満 春	国民健康保険長	佐 藤	信 彦
副 管 理 者	飯 田	浩 一	国民健康保険長	橋 本	敬 司
副 管 理 者	樋 口	秀 視	国民健康保険長	山 本	信 哉
東通村副村長	林	春 美	国民健康保険所長	坂 本	淳 夫
代表監査委員	阿 部	昇 美	国民健康保険所長	畑 中	能 文
むつ総合病院長	佐 藤	重 美	国民健康保険所長	間 山	英 伸
事業本部事務局長	嶋 澤	信 幸	国民健康保険所長	竹 山	清 信
むつ総合病院長	飛 内	導 明	東通地区診療所長	畑 中	る み
むつ総合病院長	木 村	雅 敏	佐井地区診療所長		
むつ総合病院長	木 村	龍 次 郎	監事 査務 委員 局長		
むつ総合病院長	吉 田	真	監事 査務 委員 局長		

出席事務局職員

事業本部主幹	松 山	勝	事業本部主幹	柳 田	雄 規
事業本部査	奥 島	敏 博	事業本部主幹	仁 木	陣
事業本部主幹	高 田	耕 次			

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（鎌田ちよ子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第124回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、8番岡崎健吾議員及び9番宮野昭一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 管理者運営方針

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 管理者運営方針に入ります。

管理者から運営方針の説明を求めます。管理者。
（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） おはようございます。一部事務組合下北医療センター議会第124回定例会の開会に当たり、平成27年度の組合運営に臨む所信を申し述べ、議員各位及び地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

国では、高齢化の進展、経済基調の変化、医療技術の進歩、国民意識の変化等、我が国のあるべき姿を踏まえて医療政策を総合的に実施していくことが必要としており、その目指す方向として、利用者の視点に立った効率的で安心かつ質の高い医療の提供、健康寿命を延ばし生活の質を高める保健医療の提供、国民に信頼される持続可能で安定的な医療保険制度の構築とうたっております。

我が国の医療制度提供体制は全ての国民に平等に医療を受ける機会を保障するという観点から整備が進められてきました。また、国民皆保険制度のもとで国民が容易に医療機関を利用できる体制が整備されました。しかしながら、現在、全国的には必要病床数を上回る数が整備されており、国際的に見ても人口当たり病床数が多いこと、平均在院日数が長いことや1床当たり医療従事者が少ないことなど全体として広く薄い提供体制となっていることが課題として指摘されているところであります。今後、さらに高齢化が予想される中、高齢者がいかに健康に生活していくかを考えることも医療を考えていく上の前提であり、そのためには生涯を通じた健康づくりが不可欠であると考えているところであります。

次に、財政状況についてであります。財務省ホームページ「我が国の財政事情」によれば、平成26年末における国と地方の長期債務残高は、1,010兆円程度になる見通しであり、このうち地方が200兆円程度、国が811兆円程度となっており、対GDP比では、先進国の中で最悪の水準となっております。

国の平成27年度一般会計予算案は、過去最大の96兆3,420億円となり、平成26年度補正予算との合計は99兆4,600億円に上り、安倍政権発足以降3年連続で100兆円規模となるようであります。

一方、地方では平成19年に財政健全化法が制定されて以降、各自治体の財政再建に対する取り組みが強まっております。

財政破綻一步手前の「早期健全化基準以上の団体」は平成20年度決算では22団体、平成21年度決算では14団体、平成22年度決算では5団体と減少し、平成25年度決算では1団体となっております。このうち財政破綻の「財政再生基準以上の団体」には、夕張市が該当しております。

地方公営企業においては、地方公共団体の「財政健全化団体」、「財政再生団体」の枠組みとは別に、「経営健全化団体」の枠組みがつくられ、平成25年度決算で18団体が指定されておりますが、このうち青森県が5団体、山口県が3団体、北海道が2団体等となっております。

次に、経営健全化についてであります。組合の最大の課題は、何と申しましても経営健全化であります。

病院事業は、収入の大宗を占める料金収入すなわち診療報酬が定められており、水道事業など他の地方公営企業と異なり、唯一条例に基づかない料金決定システムとなっており、たとえ経営が苦しくても値上げできない状況に置かれております。このことが、病院事業が他の地方公営企業に比べて採算性の低い原因の一つとなっております。

診療報酬は、医療行為等の対価であります。基本的に、より手厚い医療行為等に対し、より高い報酬が与えられる仕組みとなっております。しかし、地方の病院では、人手不足等から基準をクリアできず、用意された高い診療報酬が取得できない状況にあります。むつ総合病院の7対1看護

体制から10対1看護体制への移行は、まさにこれに該当します。また、入院患者の在院日数が長くなることにより基準をクリアできず診療報酬を取得できない状況を招くこともあります。

このことから、医師・看護師不足による医療提供体制の弱体化は、医療サービスの低下にとどまらず、診療報酬減少にもつながるだけに危惧しているところであります。

次に、人材確保についてであります。医師不足の深刻さについては、ご案内のとおりであります。

国の長きにわたる医療費抑制政策により医師数抑制が行われた結果、医師の地域偏在、診療科偏在にとどまらず絶対数不足が引き起こされております。

国は、大学医学部の定員拡大など、医師不足解消に乗り出しましたが、一人前の医師になるには最低10年はかかります。

また、将来医師の絶対数がふえたとしても、自治体病院の勤務医不足が解消される保障はどこにもありません。

勤務医がやりがいを見出せ、モチベーションの上がる医療環境・病院づくりをしなければ、勤務医はなかなか集まりません。

むつ総合病院は、弘前大学を中心とする医師招聘ルート、臨床研修指定病院としての研修医受け入れ等により、現在、医療法上の医師充足率が100%を超えておりますが、研修医を除きますと、依然100%を下回る状況にあります。

また、心臓血管外科など常勤医不足の診療科もあり、病院経営上の必要数には届かない状況にあります。

さて、平成27年度の1年次研修医は、8名の募集に対して8名のフルマッチングとなりましたことから、平成27年度は、1年次8名、2年次7名の合わせて15名となります。

一方、むつ総合病院の看護師不足も深刻な状況にあります。

先ほども触れましたが、看護師不足により7対1看護体制から10対1看護体制に逆戻りしております。

看護師不足は、医師不足と並んで医療提供体制そのものを脅かすことから、事態を憂慮しております。

平成22年10月には、看護師等修学資金貸与制度を創設するなど看護師確保に努めており、7対1看護体制の必要数には届かない状況にあります。修学資金貸与者からの採用が平成24年度6人、平成25年度7人、平成26年度8人と着実に成果を上げ、平成27年度は採用者26人中15人が修学資金貸与者からとなっております。

日本は、2007年に高齢化率が21%を超え、超高齢化社会に突入し、2020年には29.1%、2035年には33.4%、2060年には39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上となるとの推計がなされております。

医療・介護需要の増大に伴い、人手がますます必要となる一方、少子化に伴い、人手の確保がますます困難となりますことから、持続可能な医療提供体制の確保のためにも、計画的な人材確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、組合組織改編についてであります。具体的には、むつ総合病院以外の施設を当該市町村に移管し、組合は、むつ総合病院のみを運営することとして検討してまいりました。改めて組合組織改編の理由をご説明いたしますと、現在、一部事務組合下北医療センターで圏域内の病院・診療所を運営していることとなっておりますが、実態は個々の市町村に各病院・診療所の運営が委ねられ、組合により一元管理が行われていない状況にあります。

この中で、最大の原因となったのが不良債務の

額が大きいことで起債申請ができないことになることでした。この課題を解消すべく組合解散をも視野に入れた検討をいたしました。むつ総合病院のみを運営する組合組織改編が最適と判断したところでした。

しかしながら、現在、構成市町村へ各施設を移管することは市町村財政の悪化を招くおそれがあり赤字団体となる団体の出る可能性があります。

また、不良債務の解消も進み当時と変わってきている状況にあり、それを踏まえ、昨年10月開催された医療センター庁議において協議した結果、組織改編については、一時凍結するとの判断に至りました。

この組織改編については、今後も進めていかなければならない問題と認識しており、その時期が来るまではさらに検討を重ねていかなければならないと考えておりますので、議員各位におかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

次に、施設整備についてであります。むつ総合病院の一般病棟建てかえについてですが、現病棟は、築38年経過し、現行耐震基準を満たしておらず、また、水回り設備の劣化がかなり進んでおります。さらに、6人部屋がほとんどで、個室がなく、合併症を伴った高齢者の入院患者が多いなど疾病構造の変化や急激な高齢化、さらにはプライバシー確保など時代の流れやニーズにマッチしない状況となっております。

最大の課題は財源確保であります。災害拠点病院にも指定されているむつ総合病院の一般病棟改築は急ぐ必要があることから、本格的な検討に入りたいと考えております。

病棟改築の前に、現在不足が訴えられている人工透析病床についても患者を救うことを最優先に平成28年度中の人工透析センターの開設を目指し取り組んでまいりたいと思っております。

また、むつ総合病院の外来の待ち時間についても、先ほど申しあげました医師不足が一つの原因ではないかと考えます。

その対策として、現在、外来診療の進行状況が携帯やスマートフォンで確認できるシステムを試験運用中ではありますが、待っている時間をどのように過ごしてもらえばよいのか検討しており、テレビを設置するとか、よりよいものを考えてみたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、平成27年度組合運営の所信の一端を申し述べましたが、医療資源が乏しく、県内の最寄り二次医療圏からも遠く離れた下北半島において、自治体病院・診療所の果たす役割は極めて重要であります。

医師不足や経営難など、自治体病院・診療所の前途は多難であります。私に課せられました職責を果たすべく、引き続き全力を傾けてまいり所存でありますので、議員各位及び地域住民の皆様のお一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで管理者の運営方針を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由 説明

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第1号から議案第3号まで及び報告第1号から報告第3号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。
(宮下宗一郎管理者登壇)

○管理者（宮下宗一郎） ただいま上程されました3議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存

じます。

まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給与月額等を改定するためのものであります。

次に、議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、佐井村に準じて、佐井歯科診療所に勤務する職員の平成27年度における給料月額を減額するためのものであります。

次に、議案第3号 平成27年度一部事務組合下北医療センター予算についてであります。まず、「業務の予定量」について、病床数は前年度と同じく650床としております。

患者数は、入院患者数で年間15万6,673人、外来患者数で年間32万7,018人を見込んでおります。これを前年度と比較いたしますと入院患者数で年間98人、0.1%の増、外来患者数で年間2万9,634人、8.3%の減となっております。

主要な建設改良事業は、むつ総合病院では、透析センター建設事業、透析センター駐車場整備事業、東西診療棟冷温水発生機改修事業、東西診療棟空調制御システム改修事業、受水槽改修事業及びX線CT撮影装置ほか医療機器整備事業を、大間病院、川内診療所及び大畑診療所では医療機器整備事業を予定しております。

次に、「収益的収入及び支出」についてご説明いたします。収入は本部収益6,281万8,000円、病院事業収益は120億6,830万8,000円の合計121億3,112万6,000円、支出は、組合事務費である総係費6,281万8,000円、病院事業費用119億6,772万8,000円の合計120億3,054万6,000円を計上し、差し引き1億58万円の純利益となる収支計画としております。

次に、資本的収入及び支出についてご説明いたしますと、さきに述べました主要な建設改良事業のほかに、むつ総合病院においては、R I 棟中央監視装置更新事業を、脇野沢診療所においては、診療所空調設備整備事業を、むつりハビリテーション病院及び風間浦診療所においては医療機器整備事業を予定しております。

この結果、収入で16億9,553万8,000円、支出で20億8,559万6,000円を計上し、収入額が支出額に対し不足する額3億9,005万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額133万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金3億8,871万9,000円で補填することとしております。

なお、企業債については、むつ総合病院、大間病院、むつりハビリテーション病院、川内診療所、大畑診療所、脇野沢診療所及び風間浦診療所が実施する事業に係る起債の目的、限度額等を定めております。

重要な資産の取得については、むつ総合病院東西診療棟空調設備、受水槽、倉庫、X線CT撮影装置及び医療情報サブシステム、大間病院の医事システム、大畑診療所の電子カルテシステムを定め、処分する資産についてはむつ総合病院CT撮影装置を定めております。

次に、報告第1号についてであります。本報告は、平成26年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、むつ総合病院では、継続事業であります東西診療棟冷温水発生機改修事業及び東西診療棟空調制御システム改修事業の年割額の変更と心臓マッサージシステムなどの医療機器の購入、脇野沢診療所では、暖房用ボイラーが修理不能となり、早急な対応が必要だったため、専決処分したところであります。

これにより、補正後の資本的収支の予定額は、収入が9億7,232万4,000円、支出が13億6,792万9,000円となります。

次に、報告第2号についてであります。本報告は、一部事務組合下北医療センター看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例でありまして、臨床工学技士免許取得後、むつ総合病院にてその業務に従事しようとする者で、専門学校、大学等の養成施設に在学する者を修学資金貸与の対象とするため、早急に対応する必要が生じたことから、専決処分をしたものであります。

次に、報告第3号についてであります。本報告は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてでありまして、構成団体であります青森地域広域消防事務組合が本年3月31日をもって解散することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体数の減少及び当該規約の変更について協議がありましたので、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました3議案3報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これにて提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 一般質問

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第5 一般質問を行います。

◎目時睦男議員

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員の登壇を求めます。2番目時睦男議員。

（2番 目時睦男員登壇）

○2番（目時睦男） おはようございます。むつ市議会の目時睦男であります。下北医療センター議会第124回定例会に当たり、通告に基づき、むつ総合病院の改築について一般質問を行います。

質問の1点目は、改築の計画検討はどのようになっているのかであります。むつ総合病院の入院病棟は築38年を経過し、老朽化が激しく、6人部屋がほとんど個室が少なく、プライバシー確保など時代ニーズにマッチしていないことに加え、災害発生時に傷病者を受け入れる中心施設として災害拠点病院に指定されている施設であるものの、現行耐震基準を満たしていないことから、前宮下管理者は、平成23年3月の第116回定例会の平成24年の運営方針の中で耐震化を急ぐ必要があるとの表明をし、その後も繰り返し述べられておりましたが、改築の検討がどのように進んでいるのか、計画策定の見通しをお伺いいたします。

質問の2点目は、人工透析病棟新築との関連をどのように考えているのかお聞きをいたします。宮下管理者は、昨年12月27日、東奥日報の取材に対し、むつ病院敷地内に平成27年度に50床の人工透析センターを新設するとの報道がありますが、次の2点について伺います。

1つには、議会への説明提案前に計画を表明した理由を明らかにしていただきたいのであります。

2点目は、人工透析センターを27年度実施設計を行い、28年度完成を目指すとの報道であります

が、関連する病院本体の改築について、場所や財政措置を含め、計画をお示し願います。

質問の3点目は、人工透析に他施設を活用できないかについてであります。現在30床のベッドに午前と午後で1日60人の透析を行っていますが、ベッド間が狭いことから、患者の皆さんは窮屈な思いで透析を受け、看護師も仕事に支障を感じている実態にあり、透析ベッドの増床を急がなければならないことは十分理解をいたしますが、厳しい財政状況にある中、とりわけ費用対効果を考えたとき、病院本体の改築を先行させ、その間の透析スペースの解消策として大畑の旧湯坂下児童館や、県の所管ではありますが、本年度末閉校の田名部高校大畑校舎などの既存施設の活用を考えられないかお伺いいたします。

以上を申し上げ、理事者の前向きで誠意ある答弁をご期待申し上げ、壇上からの質問といたします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

（宮下宗一郎管理者登壇）

○管理者（宮下宗一郎） 目時議員のご質問にお答えいたします。

まず、むつ総合病院の改築についての第1点目、改築の計画検討はどのようになっているのかについてであります。昭和52年に建設された一般病棟は老朽化が著しく、また現在の耐震基準を満たしていないため建てかえが急務であること、30年後には外来棟の建てかえが必要になることなどの説明を、昨年6月末に管理者就任してから間もなく受け、私は将来のむつ総合病院を見据えた施設整備基本方針を策定する必要があると考え、直ちにその旨を指示いたしました。

その基本方針のたたき台となる報告書が先日業務委託先の医療コンサルタント会社から提出されております。この基本方針は、一般病棟の建てかえはもちろんのこと、今後順次建てかえが見込ま

れる各診療棟も含め、現存する全ての施設を対象に診療行為を継続しながら、利用者にご不便をおかけすることなく、建設位置も含めた効果的な建てかえの基本方針を策定するものであり、この方針をもとに今後一般病棟の建てかえに係る基本構想の策定、基本設計、実施設計、病棟建設へと順次事業展開を図っていきたいと考えております。

ただ、一般病棟の建てかえは、耐震基準を満たしていないということもあり、緊急性の高い事業であることは強く感じているところでありますが、大規模な事業であり、基本構想の策定過程の中で、当組合の構成市町村の財政状況を勘案しながら、その時期を判断していかなければならないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第2点目、人工透析病棟新築との関連をどのように考えているのかについてお答えいたします。まず、議会への説明提案前に計画を表明した理由はとのお尋ねであります。昨年8月にむつ地区腎友会の代表の方が私に面会に来て、透析ベッドが不足していて、やむを得ず野辺地町、三沢市、青森市の病院に通っている患者がいる現状を話され、患者全員が地元で透析が受けられるようにしていただきたいとの切実な要望がありました。

透析を受けなければ命にかかわる問題であり、優先的に取り組むべきと考え、管理者として一日も早く実現したいという切なる思いを有しており、財源的な見通しや竣工までの建設計画についても速やかに策定したところ、これに関する取材がありましたので、これに応じる形で発表させていただきました。

次に、関連する病院本体の改築場所や財政措置を含めた計画はとのお尋ねですが、病院の建てかえ等につきましては、先ほど第1点目のご質問にもお答えしましたように、現在基本方針を

策定中でありまして、今後基本構想を策定する中で病院の改築場所等が決定されることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第3点目、人工透析に他施設を活用できないかについてであります。下北圏域の中核的基幹病院であるむつ総合病院は、総合病院としての診療が第一義であり、人工透析に関しましては泌尿器科受診の患者さんの一連の診療行為として、医師、看護師、臨床工学技士等が連携し、診療に当たるべきものと基本的考え方を持っておりますし、また人工透析を必要とする患者さんが入院に至った場合、病院内での人工透析が必要不可欠でありますことから、別の場所での人工透析診療は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 再質問をさせていただきたいと思えます。

今管理者のほうから答弁がありました。最初にお聞きをしたいのは、患者の皆さん、そして透析にかかわる方々からの実態の訴えなりそういう中でメディアの取材に答えてという意味での答弁であります。その実態等々が速やかに人工透析病棟の新築に進まなければならないという、そういう判断をした段階で、下北医療センター議会の臨時会を招集するなり、そういう形で私ども議会に対してまず説明、提案をしていくのが私は妥当だろうという判断をするわけであります。私どもも、それぞれの市町村の議会の代表として、むつ下北の医療の充実と発展に責任と任務を持ちながら、それぞれの議会の中で活動しているわけでありませぬ。その意味からしても、まず私は議会に対して二元代表制の状況の中でご理解をしていると思えますが、先ほど申し上げましたような議会にまず説明、提案をするという、このことがあってしかるべきと思うのでありますが、再度のご答弁を求

めたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

議案として、平成27年度の予算案として今回提案させていただいておりますので、そうした判断は妥当だというふうに思っています。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 私が質問したのは、12月27日ですか、報道されたのが12月28日ですね、その中の報道内容からして、その前に議会の臨時会を招集するなり、そういうことがあっていいのではないかと、あるべきではないかということでの質問であります。再度答弁をお願いします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 我々としては、行政計画をしっかりと立てて、財源のめどあるいは場所のめど、そういったところが立った時点で発表させていただくということは妥当なことだと思っておりますし、これは最終的には議会の皆様にこういった予算案という形で提案をさせていただいて、できればご了承いただきたいということでもありますので、そういう流れでこれまでもやってきたというふうに思いますし、これからそういう流れでやっていくべきだというふうに私は考えています。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） この病院、透析センターの中身の部分については議論させていただきますが、私は理事者と議会との関係、二元代表制の中で、今の管理者の答弁からしますと、具体的には議会に明らかにする前に報道機関の取材なり記者会見に臨むとか等々はいいのだという理解なのでしょうか、再度お願いします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） むつ市議会のほうでも、ちょっとこれは管理者としてというよりも、むつ

市議会としての対応としても、私はそういうことは一般的に行っている。すなわち今回の予算案でも、その予算案の内容を事前に記者の方々に発表させていただいて報道してもらっている部分はあると思いますし、またそういった文脈の中で、今回も行政計画の中で我々がしっかりとした計画を立てて、これは発表できるという段階にあったものを取材を受けたので発表ただけでございますので、これを何か二元代表制を否定するものなのか、そういった批判には私は当たらないと、そのように認識しております。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 今回の報道についてもそうなのですが、我々が住民の方々から、こういう報道があるけれども、中身はどうなのだ、議会はどのようなことで対応しているのだという、こういう質問に対してはどのように、では答えればいいのでしょうか。我々が知るの、報道されている内容だけしかわからないのです。そういう意味から、臨時会なりそういうところで議会に対して説明するなり提案をするというのが至当ではないのか。今の管理者の答弁からいきますと、これからもこれ以外の事案等々の場合であっても、これは取材なり記者会見で医療センターなら医療センターの問題についても議会に明らかにする前に取材に応じる等々は、それは問題がないのだということでの受けとめ方をせざるを得ないのですが、そのような理解でいいのかどうかをお願いしたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） 何度質問されても答えは同じなわけですが、我々は今回この予算案との関係でいきますと、これは予算案として今回この件を提示させていただいています。住民の皆様に対してどう答えればいいのかというお話ですが、それは私からこの場でちょっとアドバイ

スするような話でもないと思いますけれども、それはやはり議案として提出されるだろうという話があって、その中で議論していくことだと思っていますということにすぎないのではないかというふうに思いますし、またある意味、余りあれですけども、議会の中だけで政策を発表するということは、これまでもやっておりますし、これまでも政策というのは一般的に我々の内部でしっかり決められた段階で発表しているというふうに認識していますので、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） この部分については、理事者と議会との関係でありますから、これからも議論をしなければならぬ課題だというふうな受けとめ方をさせていただきたいと思います。

それで、先ほどの管理者からの答弁によりますと、むつ総合病院から離れたところというか、具体的に壇上でも提案をいたしました、既存の施設、例えば大畑の旧湯坂下児童館なのですが、現在透析を行っているむつ病院の部屋の面積が183.2平米で、そのほかに更衣室、トイレ、ナースステーションを含めれば、全体のスペースが、面積が346.6平米であるようであります。旧湯坂下児童館は、ヒバの木造の建物であります、透析に利用できるスペースが180.5平米であります。そのほかにナースステーション等に利用可能な事務室、トイレ、休憩室などがあります。そういう中で建物全体が361.9平米という面積の施設であります、改修に多額を要しないと私は思っております。

現在大畑地区の透析患者が17名あるようであります。そういう中で、関根から多くの患者さん方を対象にしながら、むつ病院と併用して対応することによって課題が解決をされていくのではないのかと。そういうことによって、むつ病院本体の

改築の時期が早められることにつながるのではないかと思いますのでありますが、先ほどの答弁では、むつ病院本体から離れているところでの透析は無理だというか、不可能だという形での答弁であります、具体的な点について検討に値しないのかどうか、再度お聞きをしたいと思っております。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 目時議員の質問にお答えいたします。

湯坂下児童館でございまして、これは定員が30人で現在は休館している施設ということでございます。それで、伺っているところによりますと、その利用について今模索している段階であるということでございまして、目時議員おっしゃられるように、遊戯室とか集会室等を合わせれば180平米ぐらいあるのですけれども、そこを改修してまた透析センターにするとか、そうするというと、そこに医師とあと看護師、それから臨床工学技士も配置しなければならないという状況にあります。

ですから、先ほども管理者が回答いたしましたけれども、むつ病院で入院患者さんにも対応しているという状況がありますので、その辺をご理解いただきまして、特に離れた場所に設置するという考えはないということを改めてご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 今の答弁の中で、でき得ればむつ病院の施設内であるということについては、私もそこは否定はしないのでありますが、再度お聞きしますが、看護師さんは離れたところでも一定の要員の配置は、これは当然出てくると思うのですが、お医者さんが常駐をしなければならないということなのではないでしょうか。大畑の既存の施設を利用したときに、お医者さんが1週間に1回とかとい

うことなり、1日に1時間なり2時間はそっちの施設のほうにという、常に常駐をしていなければならぬということなのか、再度お聞きをしたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） むつ総合病院院長。

○むつ総合病院長（佐藤重美） 目時議員のご質問にお答えします。

透析中に、もし異常が起きた場合、すぐ対応できないということもありますので、基本的には近くにいななければいけないと。したがって、むつ病院から離れたところに置くのは非常に不相当だというぐあいには思っていますし、それから現在のところ臨床工学技士の数が非常に不足しております。したがって、分散するという事は、これは人手不足、看護師、医師、そのほかのコメディカルの人たちですとか医療従事者は、この地域ではやっぱり余り分散しないで、1カ所で賄うほうが人的資源を確保するためには非常に有意義であると。したがって、今むつ病院にある人をあちこちに分散するというのは非常時に対応できないということもありますので、現在のところは、特に人工透析についてはむつ病院の施設がいいというぐあいに考えております。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 今院長のほうから説明をしていただきました。せんだって私も透析の部屋を看護師長さんをお願いをして、ちょっとの間見させていただきました。壇上でもお話をしましたように、ベッド間のスペースが狭くて、本当に真っすぐ歩けなくて横にして歩かなければという、いろんな器具もベッドの間に置いておりますし、患者さんの皆さんはもちろんのこと看護師さんも、看護師長さんにお伺いしたら、看護師も大変な狭いところだと、こういうお話で、私はそういう意味から、30床から50床にする新しい病棟を建てるといことについては喫緊の課題だろうという思い

は強く感じました。しかし、一方では先ほど運営方針の中で管理者もおっしゃっております。このむつ病院は、災害拠点病院に指定を受けている。そういう中では、特に入院病棟の改築については、これまた喫緊の課題だろうと。しかし、ない袖は振れない、財政も厳しい状況の中でいったときに、この2つの課題をどのように解決をしていくのかということが我々に課せられた問題でもあるし、理事者に課せられた問題でもあろうかと思いません。

そういう中では、私は少なくとも透析センターの新築をする中で、財政の関係から病院本体の改築がおくれるとした場合に置かれている状況からすれば、大変これまた忍びがたい状況になっていくわけであります。この点について、今後含めて管理者はじめスタッフの皆さんが真剣な検討をして、そして我々に計画を速やかに明らかにしていただくことをお願いをしたいわけであります。そういう意味でも、決意について管理者のほうから最後お聞きをしたいと思えます。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下宗一郎） お答えいたします。

この点も繰り返しになりますけれども、一般病棟、これの建てかえというのが急務であるということは我々としても認識しているところであります。そういった観点から、現在基本方針を立てておりまして、その基本方針の中では、まずは患者さんにご迷惑、ご不便のかからないような形での改築計画をどのようにやっていくか、その中で最も優先順位の高いものとして透析センターを認識していると。そうすると、どういった配置をするかということでは、透析センターをまずどこに建てるか、その後に建てかえをしていくに当たってどういう土地があるのか、この周辺ということになりますけれども、そういうところまで含めて今現在検討中でありまして、そういった観点で、

透析センターができたから、一般病棟が後ろ倒しになるということは基本的にはない。そのような認識でいるのは、透析センター自体が、これは私は収益的な事業であるというふうに考えておりますし、またそういった観点で先にやったということもございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鎌田ちよ子） これで目時睦男議員の一般質問を終わります。

◎日程第6 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第6 議案審議を行います。

◇議案第1号

○議長（鎌田ちよ子） まず、議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、3点にわたってご質問をさせていただきます。

提案理由にもあるわけではありますが、今回の条例改正は、県の人事委員会勧告によつての条例改正であるということでの提案であります。職員の給与制度は、国家公務員の制度を基本に措置してきていること、他の都道府県の動向を踏まえ、本県においても人事院勧告の内容を基本に給与制度の総合的見直しの実施との理解をしているわけですが、その点についての理解でいいのかどうか、1点目お聞きをします。

2点目は、人事院勧告は平均2%の引き下げとなっておりますが、今回の条例改正による職員1

人当たりの平均引き下げ額と引き下げ率、それに伴う人件費が幾ら削減となるのか、2点目お聞きをします。

3点目は、当然労働条件にかかわる事案でありますから、労使交渉が行われたと思っておりますが、労使交渉経緯はどうであったのかお知らせを願います。

以上、3点お聞きをいたします。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 3点の質問でございます。

まず、国と県等に倣っているものかどうかということだと思いますけれども、県の勧告の内容を踏まえまして、一部むつ市に準じて改正を行っております。

それから、2点目の1人当たりの引き下げ率ということでございますけれども、ちょっと総額しか出してないものですから、それでちょっとあれですけども、一応年間で約206万4,000円前後の影響額が出てくるという状況でございます。

それから、労使の交渉といいますか、組合交渉でございますけれども、3月16日に行いまして、改正に同意をいただいているものと思っております。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時睦男議員。

○2番（目時睦男） 2回目ではありますが、今答弁ありましたように、人件費の削減が206万4,000円と。額からしますと、総体で少ないというような状況がありますが、心配するのは先ほども運営方針の中で管理者が申し述べております。我々も苦渋の選択をしながら、看護基準を7対1から10対1に戻さざるを得なかったわけでありまして。それは、予定されている看護師の増員が図れなかった。私は、その要因の一つに、賃金が低いという点も、募集に応じてくれない方々の状況としてあるのだ

ろうという認識をしているわけでありませぬ。そういう意味からしますと、今回の給与の引き下げはそれに拍車をかける状況になるのではないかなと、こういう懸念を持つわけでありませぬ。

そういう意味で、再度お聞きをするのは、今後の職員の労働条件、とりわけ看護師さん等の賃金の引き上げ、労働条件の交渉にどのように対応していくつもりなのか、要員確保の観点からの考えをお聞きしたいと思ひます。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 労働条件等どのように対処していくかということでございませぬけれども、むつ市が今3%の給与減額をするという話があります。それで、管理職手当等の50%削減も行われているという状況でありますけれども、むつ病院のほうは、それを今やらないということをお話をしておきまして、本当に看護師さん等を守るために、条件的なものを整備しながら、今後ともそれに進んでいきたいと思っておりますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○議長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

2番目時睦男議員。

（2番 目時睦男員登壇）

○2番（目時睦男） 議案第1号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に対し反対討論を行います。

本案は、人事院勧告に基づきマイナス1.8%、総額で206万4,000円減額を行うものであります。景気を悪化させている最大の要因は消費の低迷であります。政府与党もそれを認め、賃上げを財界に要請したところでありませぬ。しかしながら、民

間給与をベースに勧告を行う人事院勧告がマイナスということは、民間給与の低迷が回復していないということでありませぬ。

地域経済を悪化させる本案に反対いたします。

議員皆様方の賛同をよろしく願ひいたします。

○議長（鎌田ちよ子） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第1号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者14人、起立しない者1人）

○議長（鎌田ちよ子） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◇議案第2号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第2号 一部事務組合下北医療センター職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◇議案第3号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第3号 平成27年度一部事務組合下北医療センター予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成26年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

◇報告第2号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、一部事務組合下北医療センター看護師

等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

◇報告第3号

○議長(鎌田ちよ子) 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田ちよ子） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第124回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時12分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ち よ 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 岡 崎 健 吾

一部事務組合下北医療センター議会議員 宮 野 昭 一